

令和8年3月24日

北名古屋市長 太田 考則 様

北名古屋市下水道事業審議会

会長 齊藤 由里恵

適正な下水道使用料のあり方について（答申）

令和7年12月11日付、7北下第291号により諮問のあった適正な下水道使用料のあり方について、下記のとおり答申します。

記

1 答申する改定内容

本審議会は、安定的な事業運営と利用者間の負担の公平性を両立させるため、基本料金、基本水量、従量料金体系についてさまざまなケースを検討した結果、以下のよう
に改定案として選定した。

- (1) 基本料金 1,800円（2か月分・消費税及び地方消費税を除いた額）
- (2) 基本水量 設定しない（0m³から従量料金が発生する体系）
- (3) 従量料金の改定手法 全水量区分一律改定方式（全ての水量区分に一律の改定率を適用）

2 選定の理由と根拠

(1) 経営基盤の安定化

物価高騰や借入金利息の上昇という不透明な経済情勢を見据え、固定収入となる基本料金を一定程度引き上げることで経営を安定させる必要がある。

今回の改定にあたっては、維持管理費等の一定割合を基本料金で賄うという考え方（基本料金比率30%程度）をさらに一歩進め、経営の安定化に寄与するため、基本料金を1,800円に設定した。

これにより、収入の安定性をより強固なものとするとともに、基本水量を設定しない現行の体系を維持することで、使用量に応じた収益を確実に確保できるよう経営体制の構築を目指すものである。

(2) 受益者負担の原則と公平性の確保

下水道を利用していない市民の税金が事業費に補填されている現状（基準外繰入金）を解消し、利用者が適正なコストを負担する体制を構築する。

(3) 水量区分間の負担バランスの考慮

既存の料金体系において、60m³超の水量区分における負担率が相対的に高い状況にあることを踏まえ、その負担を抑制する手法（大口利用者の負担抑制案）についても検討を重ねた。しかしながら、今回の改定が厳しい経営状況を背景としたものであることを鑑み、特定の層への配慮に偏るのではなく、全ての利用者が現在の水量区分に応じた改定後に負担を等しく分けあう「一律改定方式」が現時点では、最も公平であると判断した。

(4) 世帯間負担のバランス

本改定案は、1人暮らし世帯から多人数世帯までの増額の差が他の案より小さく、特定の層に過度な負担が偏らない設計となっている。

3 付帯意見

本答申にあたり、市当局に対し以下の事項を要望します。

(1) 料金体系の有効期間の明確化と再検証の実施

今回の改定が今後5年間の経営安定を見据えたものであることを市民に明確に示すとともに、改定から5年後には、本料金体系の妥当性を必ず再検証すること。その際は、最新の社会経済情勢や経営状況に基づき、適切な判断を行うこと。

(2) 継続的な経営努力と状況の公開

改定後の5年間においても、毎年度の決算状況を厳格に管理し、審議会や市民が経営状況を適切にチェックできる体制を確保すること。あわせて、事務局は引き続き経費節減や接続率向上といった経営努力を徹底すること。

(3) 市民への丁寧な説明と積極的な広報・コミュニケーションの推進

今回の料金改定にあたっては、改定が必要となった経営上の背景や下水道事業を将来にわたって持続させるための改定であることを市民に丁寧に説明し、理解を得るよう努めること。あわせて、下水道整備による環境改善（側溝の清掃不要、悪臭解消等）のメリットについて、積極的に広報するとともに、日頃から下水道事業の役割や経営状況について情報を発信し、市民との継続的な対話やコミュニケーションを通じて、事業への理解と信頼の獲得に努めること。

以上